

今福地区防災計画



令和6年7月作成
今福地区防災会

目次

はじめに

1 地区の概要

- (1) 地区の範囲及び人口世帯数 1
- (2) 地震・津波 2
- (3) 風水害 15

2 防災活動

- (1) 今福地区防災会規約 18
- (2) 平常時における防災活動 20
- (3) 中長期的な活動予定 21
- (4) 防災研修会の実施状況 22
- (5) 防災訓練の実施状況 23
- (6) その他の実施状況 24
- (7) 災害時における防災活動 25

3 資料編

- (1) 避難所一覧 26
- (2) 緊急時の連絡先・災害用伝言ダイヤル 26
- (3) 災害時の情報入手先 27
- (4) 南海トラフ地震臨時情報フロー図 28
- (5) 今福地区防災士資格取得数（補助金利用） 29
- (6) 今福地区防災資機材リスト 29
- (7) 災害「備え」チェックリスト 30
- (8) 避難行動の考え方 31

はじめに

和歌山市に影響をおよぼす災害として、南海トラフによる海溝型地震や中央構造線による内陸直下型地震、台風や集中豪雨による風水害等が想定されます。

今福地区は、地区の西側で津波及び洪水の浸水被害が想定されている。

本計画では地域の実情に即したものとするため、具体的な情報を盛り込むことで、万一の場合に対応できるように安全に避難する計画を策定するものである。

1 地区の概要

(1) 地区の範囲及び人口世帯数

①地区の範囲

葵町、今福1～5丁目、堀止西1～2丁目の一部、湊の一部、
砂山南4丁目の一部

②地区内の人口世帯数

・人口：3, 244人 ・世帯数：1, 574世帯
(令和6年4月1日現在の国勢調査基準人口世帯数)

(2) 地震・津波

① 防災マップ 津波

地区西側において浸水する想定である。

防災マップ° 地震・津波編

吹上・大新・広瀬・芦原・砂山・今福を参照

https://www.city.wakayama.wakayama.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/036/436/menu_1/gyousei/sougobosai/bosaimap/page/jishin/12_jishin_map.pdf

図1 今福地区防災マップ（津波）

②和歌山市地区津波避難計画

第1節 地域状況の把握

第1 津波浸水想定区域

当該地域の津波浸水想定区域は、和歌山県が公表した、「南海トラフ巨大地震」の津波浸水想定結果による。

その結果、図2に示すとおり、地区の西側が浸水する想定となった。

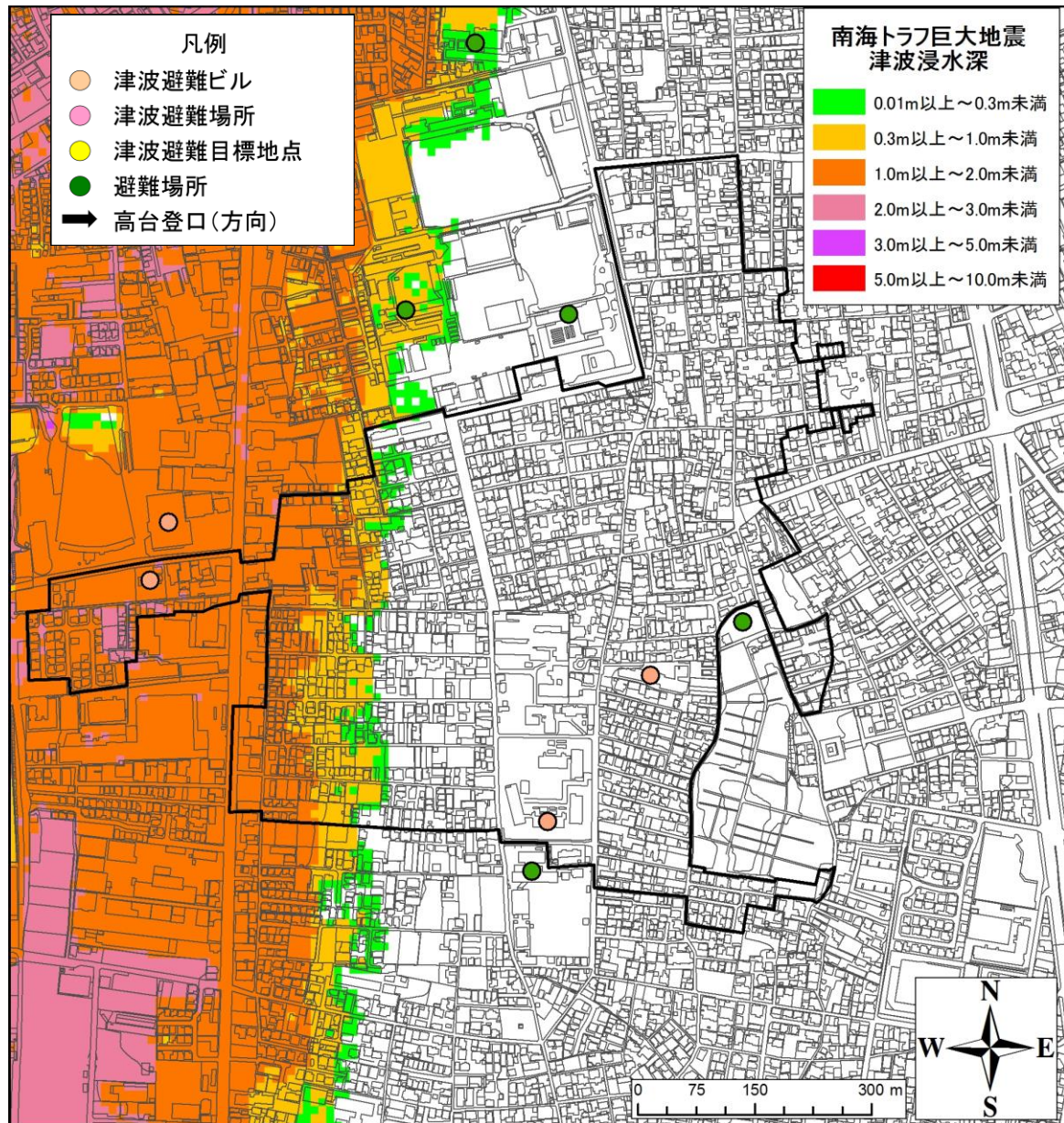


図2 津波浸水想定区域図

第2 避難対象地域

湊、葵町、今福4・5丁目、砂山南3・4丁目を避難対象地域として設定する。避難対象人口は約1,800人である。

第3 津波到達時間

地域における津波到達時間は、最短 64 分で浸水が開始する結果となっている。

第4 被害想定

和歌山県が平成 26 年に公表した被害想定結果をもとに、今福地区の地震・津波による被害の結果を表 1 に示す。

表 1 被害想定調査結果(冬夕方 18 時風速 8m/秒・早期避難しない)

全壊	死者	重傷者	軽傷者
約 1,200 棟	約 140 人	約 69 人	約 200 人

第2節 避難に必要な情報の確認

第1 避難体制の構築

1cm の津波が到達するまでの間に、安全な場所に避難するための検討を行う。

第2 避難開始時間、避難歩行速度の設定

地震発生から 5 分後に避難を開始し、避難行動要支援者の避難や家屋倒壊、道路閉塞等を考慮し、避難歩行速度は毎分 30 m を基本とする。

また、可能な限り、より標高が高く、より離れた安全な場所をめざすことが重要であることから、より迅速に避難した場合（避難歩行速度：毎分 60 m）の検証も行う。

【避難可能時間】

64 分（1cm 津波到達時間）－ 5 分 ＝ 59 分

【避難可能距離】

- ・幅員 3m 以上の避難路が整備されている緊急避難場所：
 $59 \text{ 分（避難可能時間）} \times 60 \text{（秒換算）} \times 0.5 \text{ m/s} = 1,770 \text{ m}$
- ・幅員 3m 以上の避難路が整備されていない緊急避難場所：
 $59 \text{ 分（避難可能時間）} \times 60 \text{（秒換算）} \times 0.35 \text{ m/s} = 1,239 \text{ m}$
- ・より迅速に避難した場合：
 $59 \text{ 分（避難可能時間）} \times 60 \text{（秒換算）} \times 1.0 \text{ m/s} = 3,540 \text{ m}$

第3 緊急避難場所、避難経路の設定

津波からの避難は、できるだけ安全な場所（避難先安全レベル 2 以上）に避難することが基本である。しかし、避難する時間がないなどの緊急時のみ、十分な高さが確保されている場所（避難先安全レベル 1）に避難することも考える。

周辺の緊急避難場所を表 2（P. 6）及び表 3（P. 6）に、避難経路や避難方向を図 4（P. 6）に示す。

平成25年3月公表の津波浸水想定を踏まえた和歌山県の緊急避難先の安全レベルの考え方にに基づき、どこかの緊急避難場所がより安全であることをわかりやすく表現するため、各避難先に安全レベルを設定している。

安全レベルの説明図を、図3に示す。

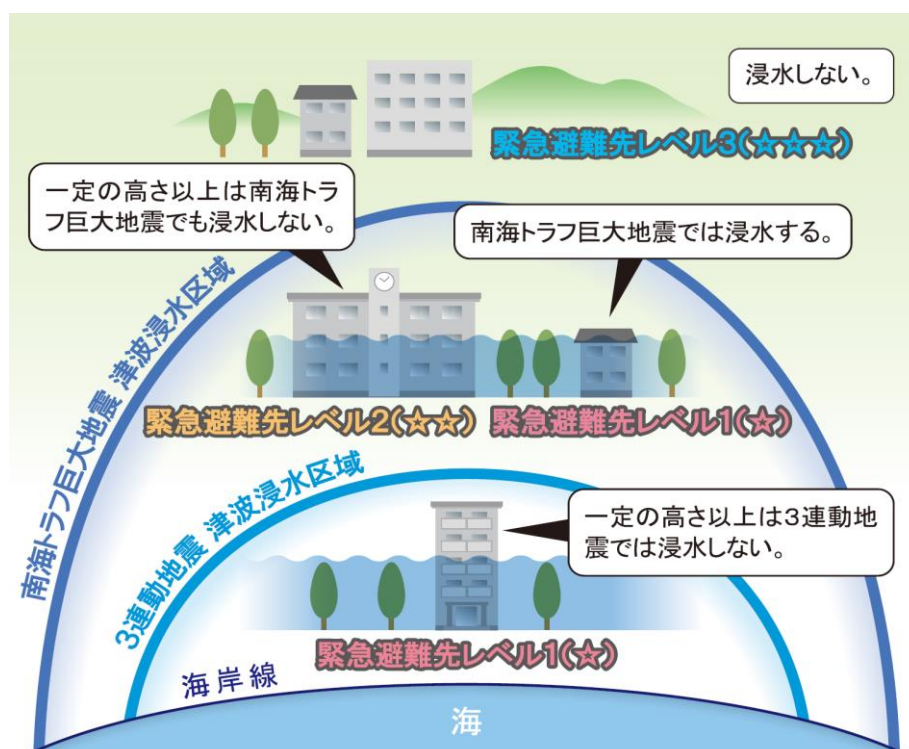


図3 津波避難先安全レベル説明図

表 2 避難先安全レベル 2 以上の緊急避難場所一覧

避難先 安全レベル	名称	住所	避難可能場所	収容可能 人口(人)
☆☆☆(3)	西和中学校	砂山南 3 丁目 3-9	敷地内	24,778
	県営今福第一団地	今福 2 丁目 3-45	4 階以上の共用部分	432
	県営今福第二団地1号棟	今福 3 丁目 6	5 階以上の共用部分	981
	今福公園	今福 2 丁目 211-3	敷地内	1,391
	今福小学校	今福 3 丁目 7-46	敷地内	10,490

表 3 避難先安全レベル 1 の緊急避難場所一覧

避難先 安全レベル	名称	住所	避難可能場所	収容可能 人口(人)
☆(1)	湊パーソナルヴィラ	湊 18	4 階以上の共用部分	45

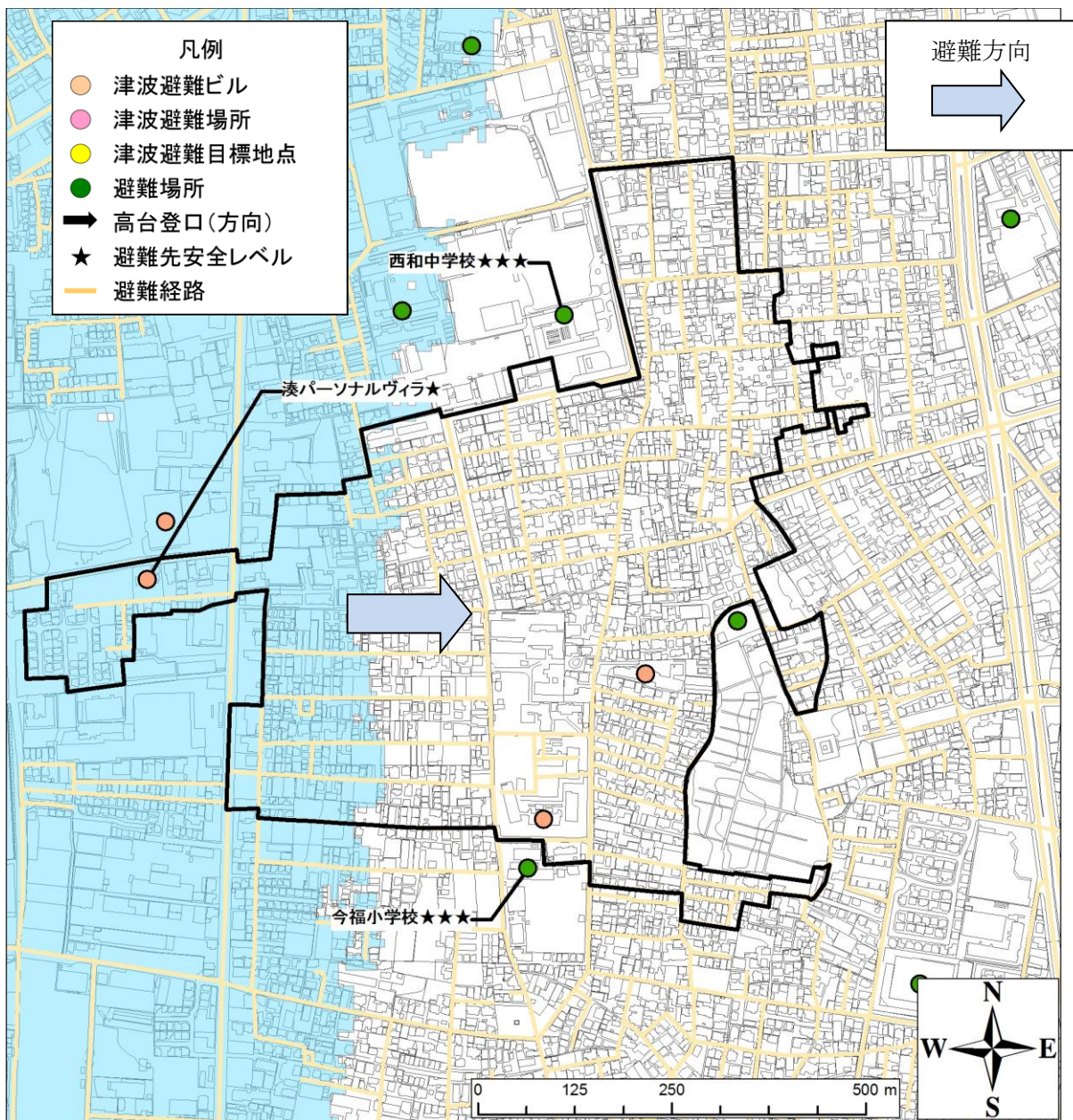


図 4 避難経路図

第3節 迅速な避難の徹底

第1 地震発生から5分後に、毎分30mで避難した場合の避難可能な範囲の検証

緊急避難場所に、地震発生から5分後に、毎分30mで避難した場合に、津波が到達するまでの避難可能範囲を図5に示す。

その結果、地震発生後、すぐ避難した場合、地区全域で避難先安全レベル2以上の緊急避難場所に逃げ切れることが確認された。

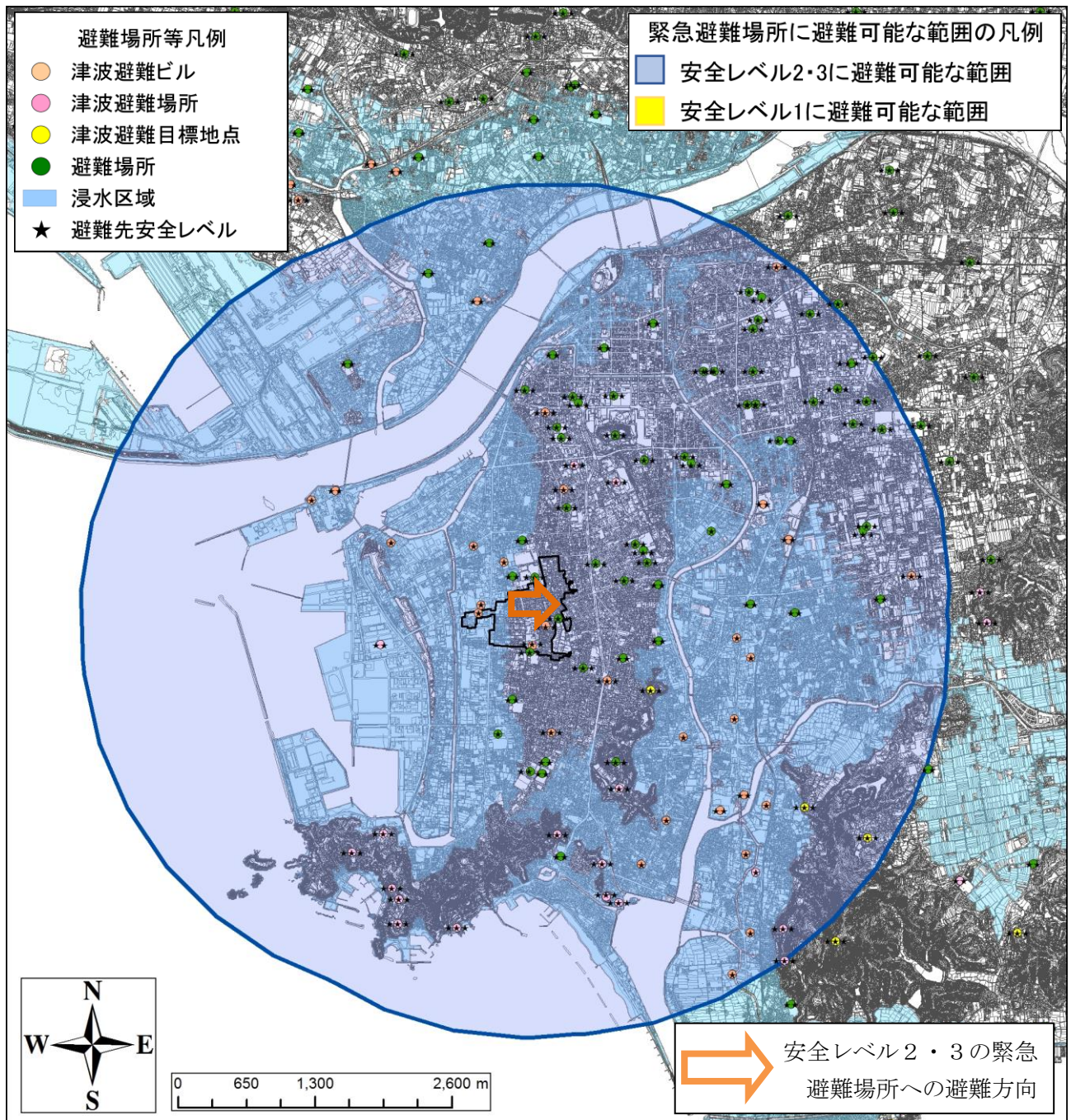


図5 地震発生から5分後に、毎分30mで避難した場合の避難可能範囲

第2 地震発生から5分後に、毎分60mで避難した場合の避難可能な範囲の検証

緊急避難場所に、地震発生から5分後に、より迅速に避難した場合（毎分60m）の津波が到達するまでの避難可能範囲を図6に示す。

その結果、図5（P.7）と比較して、避難可能範囲が拡大し、より安全な緊急避難場所への避難が可能であることが確認できた。

可能な限り、より標高が高く、浸水想定区域からより離れた安全な場所を目指すことが重要である。

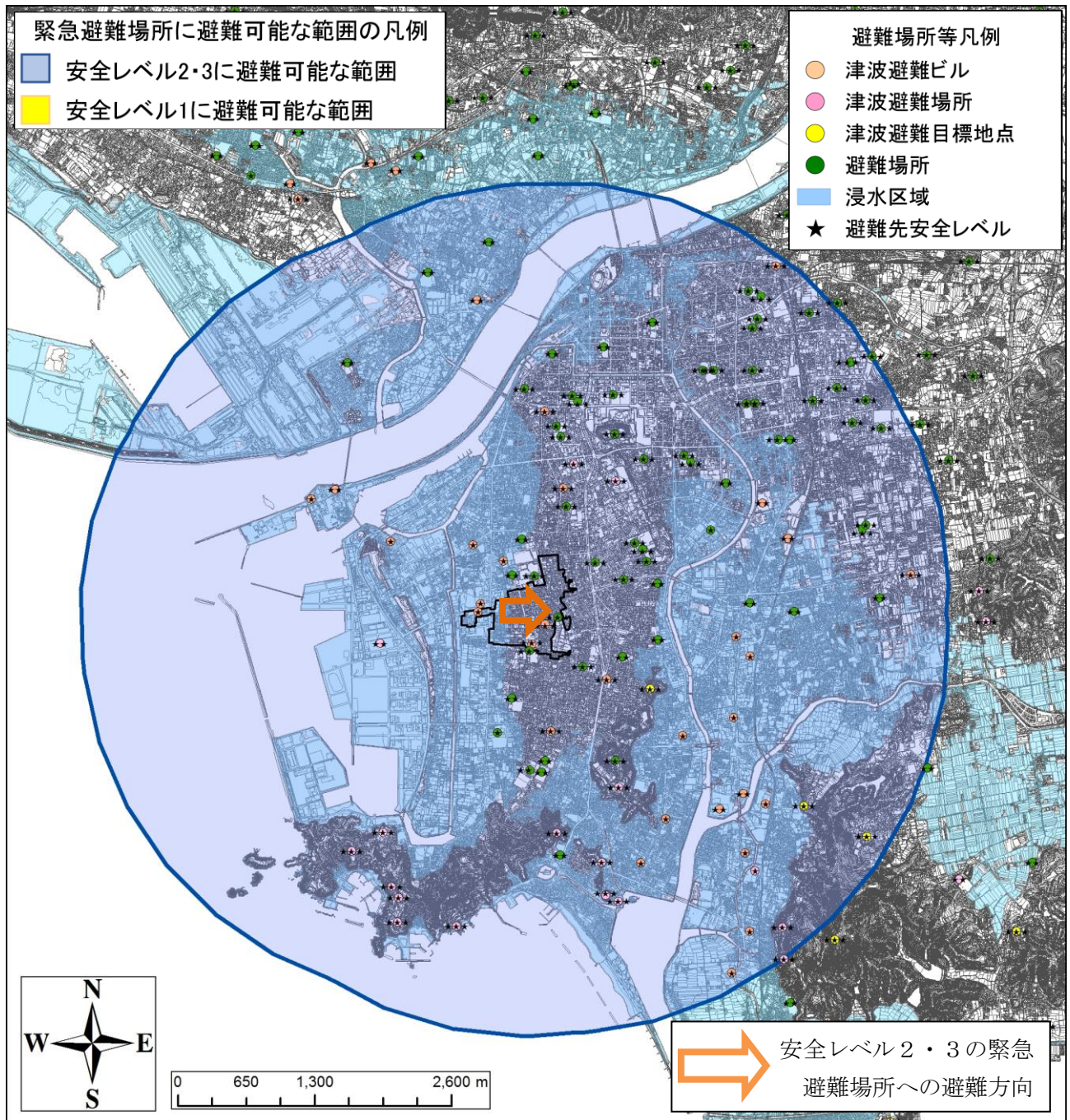


図6 地震発生から5分後に、より迅速に避難した場合（毎分60m）の避難可能範囲

検討結果図

避難場所や地区の課題などに関して、地域の実情などを踏まえ、以下の2つのグループにとりまとめた。

これらの内容を参考にしながら、避難を行うことが重要である。

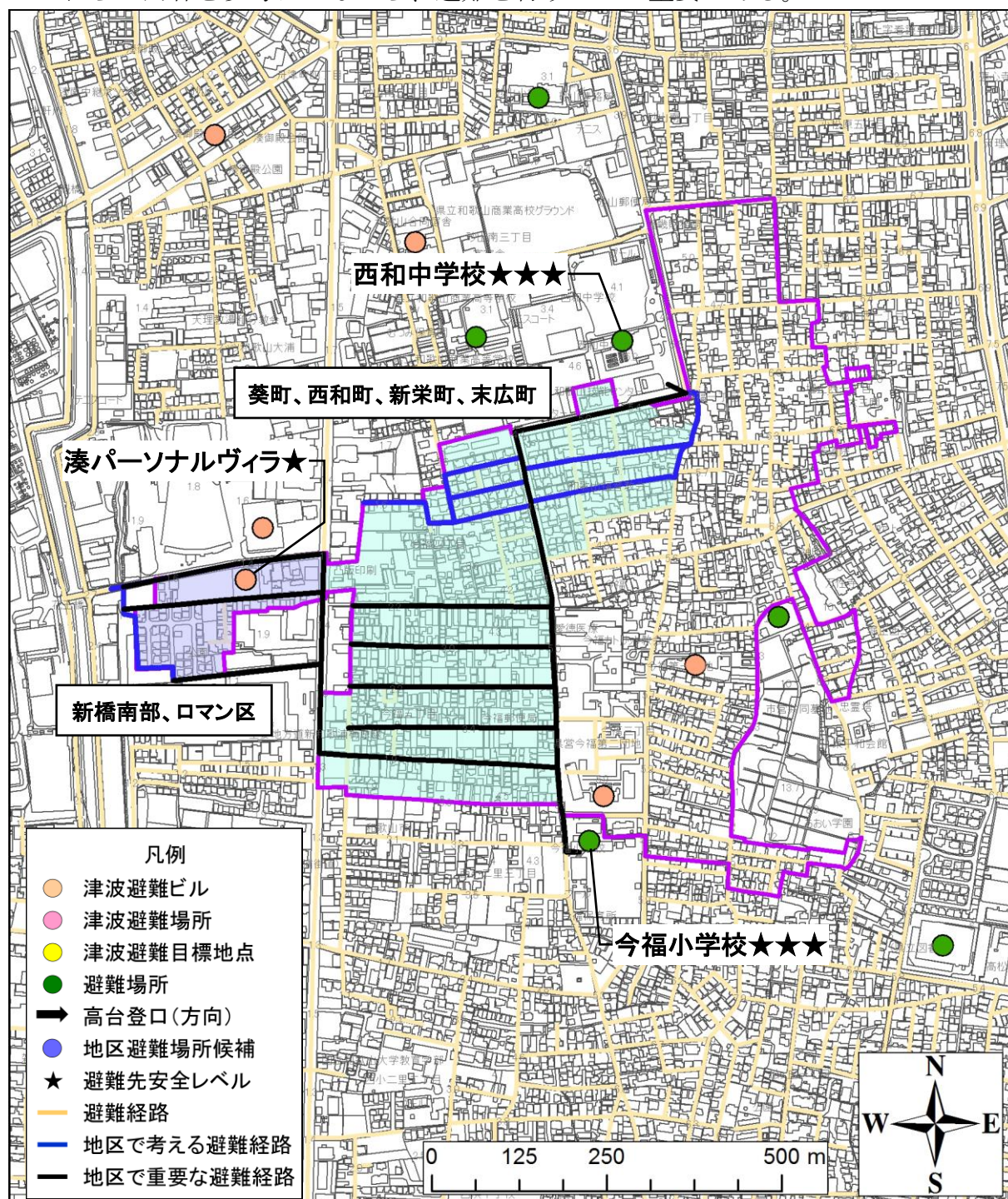


図7 今福地区グループ分け図

➤ 葵町、西和町、新栄町、末広町

1. 避難場所に関する情報

自治会名	避難場所に関する情報	避難予定 人数(概算)
葵町	西和中学校	450 人
西和町	今福小学校	290 人
新栄町		490 人
末広町		410 人

2. 地区の課題に関する情報（危険箇所など）

- ・全体的に避難経路が細く、ブロック塀が倒壊するおそれがある。
- ・大浦街道の西側から避難してくる人で避難経路が混雑する可能性がある。

【MEMO】

3. 検討結果図

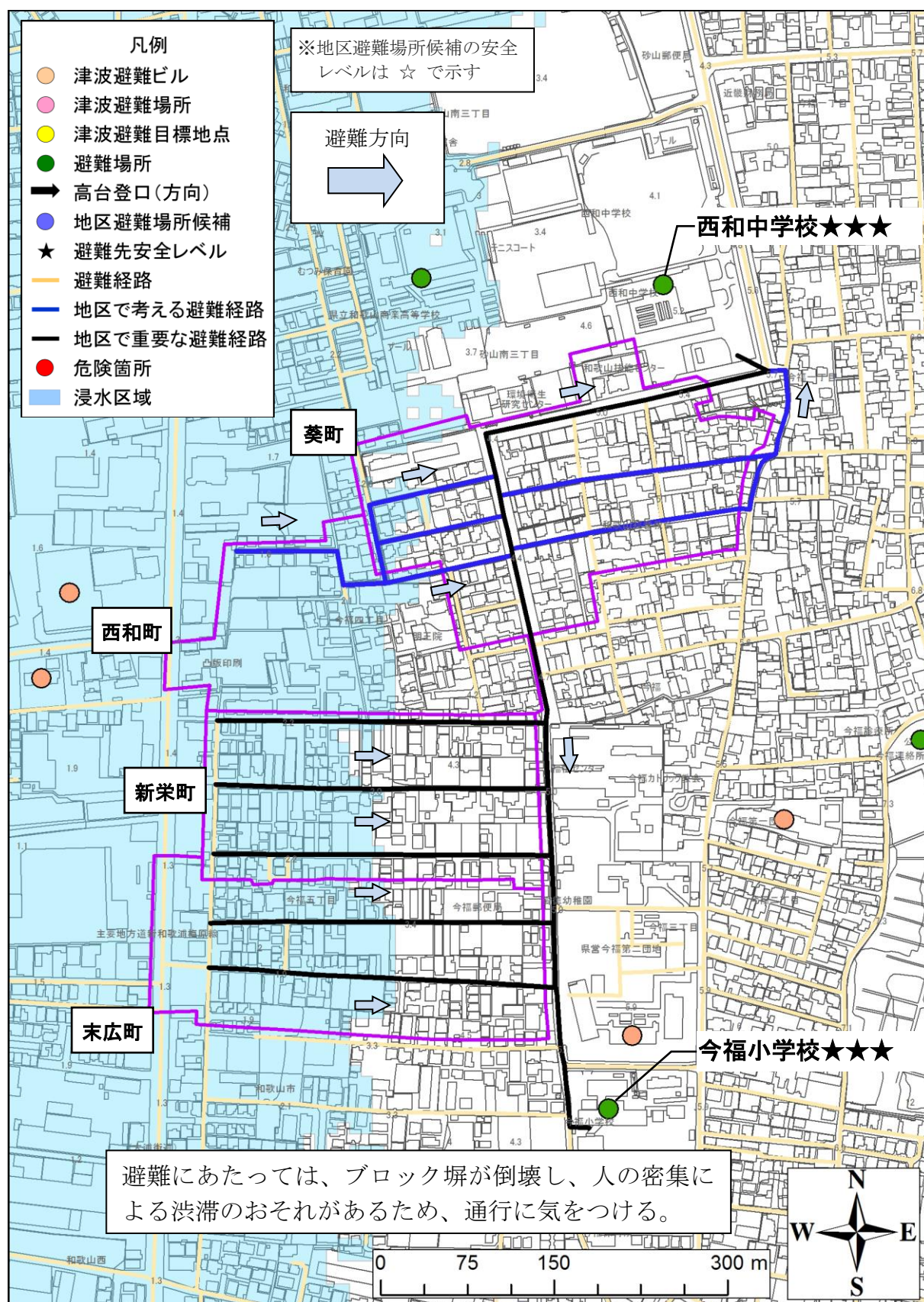


図 8 葵町、西和町、新栄町、末広町検討結果図

➤ 新橋南部、ロマン区

1. 避難場所に関する情報

自治会名	避難場所に関する情報	避難予定 人数(概算)
新橋南部	今福小学校（湊パーソナルヴィラを経由）	70 人
ロマン区	今福小学校	120 人

2. 地区の課題に関する情報（危険箇所など）

- ・地域の一部では、道路が舗装されていない。
- ・地域の一部では、土地が低い。

【MEMO】

3. 検討結果図

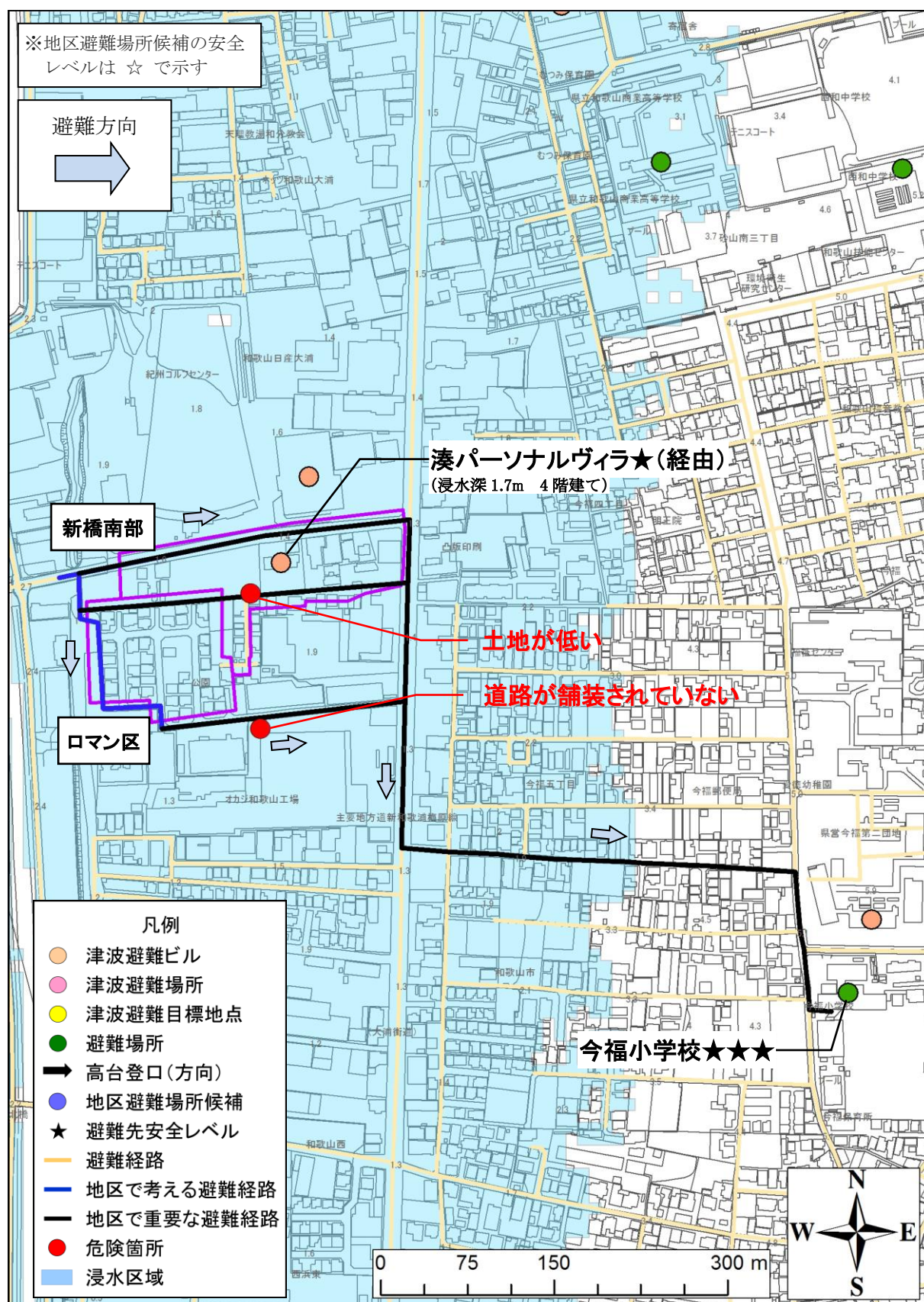


図9 新橋南部、ロマン区検討結果図

③今福地区タイムライン（地震編）

※震度6弱以上を想定

	経過時間	一般的な出来事	住民	今福地区防災会
初動対応	発災直後	地震発生 建物倒壊、出火が始まる 停電、断水、ガスが止まる	安全確保	安全確保
	1時間まで	避難所開設 救命救急活動 火災が拡大 二次災害の呼びかけ	一時避難	地区防災本部設置 情報収集 安否確認 要配慮者支援
応急対応	6時間まで	被害の中心地や範囲が判明	安全な場所へ 避難する	避難所開設支援
	1日まで	物資の配布 自衛隊が到着	避難所を運営する	避難所運営体制の 構築 備蓄の配付
	3日まで	広域火災が鎮火、停電解消 ボランティア支援開始 生き埋めなどの生存低下		在宅避難者の把握
復旧期	2週間まで	行方不明者の搜索完了 仮設住宅の建設 水道やガスの復旧		
復興期	1か月後	罹災証明発行 仮設住宅入居開始		

(3) 風水害

① 防災マップ 風水害編

地区西側において浸水する想定である。（点線は主要道路）

防災マップ 風水害編

吹上・大新・広瀬・芦原・砂山・今福を参照

https://www.city.wakayama.wakayama.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/049/769/menu_1/gyousei/sougobosai/bosaimap/page/fusuigai/12_fusuigai_map.pdf

図10 今福地区防災マップ（風水害）

②今福地区タイムライン（水害版）



警戒 レベル	気象庁が発表	行 政	住 民	今福地区防災会
5	大雨特別警報 氾濫発生情報	緊急安全確保	命の危険が迫っているため、今いる場所よりも安全な場所へ直ちに避難する	
4	土砂災害警戒情報 氾濫危険情報 高潮警報	避難指示	近くの避難所や自宅の上階へ避難開始	支部や避難所と連携し、必要な支援を行う
3	大雨警報 洪水警報 氾濫警戒情報	高齢者等避難	要配慮者とその支援者は近くの避難所や自宅の安全な場所へ避難開始	
2	大雨注意報 洪水注意報 氾濫注意情報		テレビやラジオ等で気象情報に注意する	インターネット等で情報を収集する
1	早期警戒情報			テレビやラジオ等で気象情報に注意する

③大雨時の避難行動

大雨に備え、下記のフロー図を参考に、あなたの避難行動を考えておきましょう。
自宅周辺の危険な箇所等を確認してください。

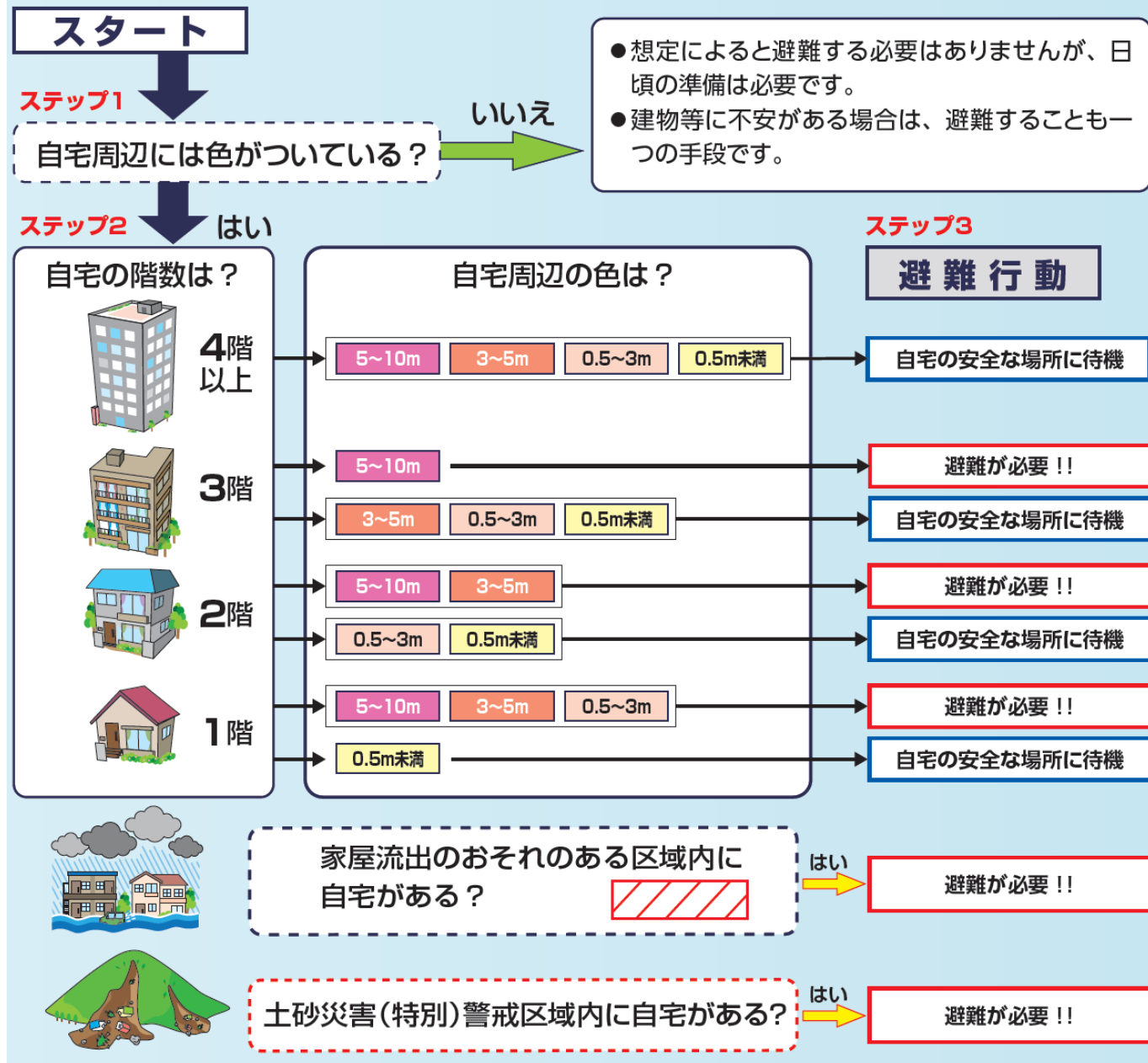


図11 大雨時の避難行動判断フロー図

2 防災活動

(1) 今福地区防災会規約

(名称)

第1条 この自主防災組織の名称は、今福地区防災会（以下「防災会」と略す）と称する。

(事務所)

第2条 防災会の事務所及び災害発生時の災害対策本部は、今福地区会館に置く。

(目的)

第3条 防災会は、災害対策基本法及び和歌山市地域防災計画の規程により、自主的な防災活動を行い、災害（地震、風水害等）による被害を防ぎ、住民の安全を守ることを目的とする。

(防災会の構成)

第4条 防災会は、地区で組織されている、連合自治会、各種団体連絡会及び今福赤十字奉仕団に属する者をもって構成する。

2 防災会に広報部、防火部、救出救護部、避難誘導部及び給食給水部を置く。

(事業)

第5条 防災会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 防災に関する知識の普及に関すること。

(2) 災害発生時における情報収集・伝達、初期消火、救出救護、応急手当及び避難誘導、炊き出しに関すること。

(3) 防災訓練の実施に関すること。

(4) 防災資機材の整備に関すること。

(役員)

第6条 防災会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名、副会長 3名、部長 若干名、副部長 若干名とする。

(2) 会長、副会長及び各部長は、本部役員となる。

(3) 会長は今福地区連合自治会長がこれにあたる。

(4) 副会長は、今福地区連合自治会副会長及び会計がこれにあたる。

(5) 部長、副部長は、別表に掲げるとおり、その者がこれにあたる。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は、連合自治会、単位自治会及び防災会に所属する各団体の役員の任期とする。

2 役員は任期満了後も後任者が就任するまで任務を行う。

3 中途就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の任務)

第8条 会長は、防災会を代表し、災害発生時には、災害対策本部長として指揮をとる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を行う。

3 部長は、担当部の任務執行及び処理を行う。

4 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を行う。

(会議)

第9条 防災会の会議は、定例総会、臨時総会及び本部役員会とする。

2 定例総会は、年1回開催する。

3 臨時総会は、本部役員会又は会長が必要と認めたとき招集する。

4 総会は構成員2分の1以上が出席（委任状を含む）しなければ開くことはできない。

5 会議の議長は、会長が行う。

6 会議の議長は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(防災計画)

第10条 防災会は、災害による被害を防ぎ、住民の安全を守るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は次の事項について定める。

(1) 防災組織の編成及び任務分担に関すること。

(2) 防災知識の普及に関すること。

(3) 防災訓練の実施に関すること。

(4) 災害発生時における情報収集・伝達、出火防止、初期消火、救出救護、避難誘導及び炊き出しに関すること。

(5) その他必要とする事項。

(雑則)

第11条 この規約に定めない事項で、防災会の運営に必要な事項は会長が本部役員会に諮り定める。

附 則

この規約は、平成11年 6月11日から実施する。

平成19年10月22日一部改正

(2) 平常時における防災活動

項 目	具体的内容
防災訓練	避難所までの避難訓練や避難所受付訓練などを実施する。
防災講座	和歌山市職員出前講座で「和歌山市の災害と防災対策」及び「マイタイムラインを作ろう～風水害に備えて～」を受講する。
防火、 救出・救護の 慣熟	消防署が行う「防火・防災の集い」などを通じて、消火器の取扱いやAEDの取扱いを習熟する。
災害への備え	・行政と連携し、住宅の耐震化・家具の固定や配置の重要性を周知するとともに、個人宅での備蓄を推奨する。 ・避難先や避難経路について家族と話し合う重要性を周知する。
安全点検	・地区内の危険箇所を確認するために、まち歩きを実施する。 ・防災資機材の定期点検を行う。
要配慮者 支援体制の 整備	地区居住者と要配慮者が顔の見える関係を形成し、災害発生時に迅速に避難できるように、必要に応じて防災訓練の内容を考える。

(3) 中長期的な活動予定

課 題	内 容
担い手の育成	和歌山県主催の防災士育成研修（紀の国防災人づくり塾）へ参加する。
災害時協力 井戸の普及	災害時に水道が機能しなくなった場合に備え、生活用水を確保するために、協力井戸の周知・登録を呼びかける。
地区内各種 団体との 協力・連携	消防団等各種団体や連絡所と災害時の役割を決めておく。

(4) 防災研修会の実施状況

項 目	具体的内容	実施（予定） 時期
防災研修会	和歌山市職員出前講座「和歌山市の災害と防災対策」	令和5年 6月10日 (土)

(5) 防災訓練の実施状況

項 目	具体的内容	実施（予定） 時期
防災訓練	・ 避難所開設訓練 ・ 指定避難所までの避難経路及び避難用具の確認 ・ 地区在住者による災害ボランティア報告学習会	令和6年 6月6日 (木)

(6) その他の実施状況

項 目	具体的内容	実施（予定） 時期
地区防災計画 の見直し	一年間の防災活動の振り返りを行い、本計画の見直しを行う。	毎年の 総会時

(7) 災害時における防災活動

活動名	活動内容
応急対策の指揮	会長（副会長）は各役員を招集し、応急対策の指揮を執る。
情報収集・伝達	・地区の被害状況を把握する。 ・災害が発生または危険が予想される場合、連絡網等を使用して住民に対して避難するように呼び掛ける。
現場活動	・地区で発生した火災の初期消火を行う。 ・被災者の救出・救護を行う。
避難誘導	避難者の避難誘導を行う。
要配慮者の支援	要配慮者の安否確認及び避難支援を行う。
避難所の運営	今福小学校の避難所運営を行う。 ・避難所にて炊き出しを行う。 ・避難所にいるすべての部が、女性の避難者などへの声掛けを行う。

3 資料編

(1) 避難所一覧

区 分	所在地（電話）	避難先 安全レベル
今福小学校	和歌山市今福3丁目7-46 (073-424-6101)	洪水3 土砂3 津波3

(2) 緊急時の連絡先・災害用伝言ダイヤル

□ 緊急時の連絡先

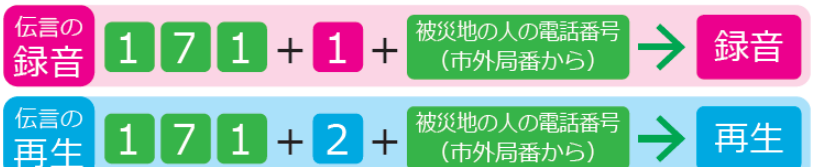
行政機関	和歌山市消防局	073-422-0119	ライフライン	和歌山市企業局	073-435-1124
	和歌山県警察本部	073-423-0110		関西電力(株) 電気設備に関する お問合わせ(停電等)	0800-777-3081
	和歌山市耕地課	073-435-1051		西日本旅客鉄道(株) お客様センター	0570-00-2486
	和歌山市総合防災課	073-435-1199		【電話】会社名：	
公共医療機関			その他	【ガス】会社名：	

※【電話】・【ガス】は契約会社に確認して記入してください。

□ 災害用伝言ダイヤル(171)

災害用伝言ダイヤル(171)は、「声の伝言板」(安否情報)の役割をする電話サービスです。被災地内とその他の地域の人々との間で、伝言の録音・再生をすることができます。

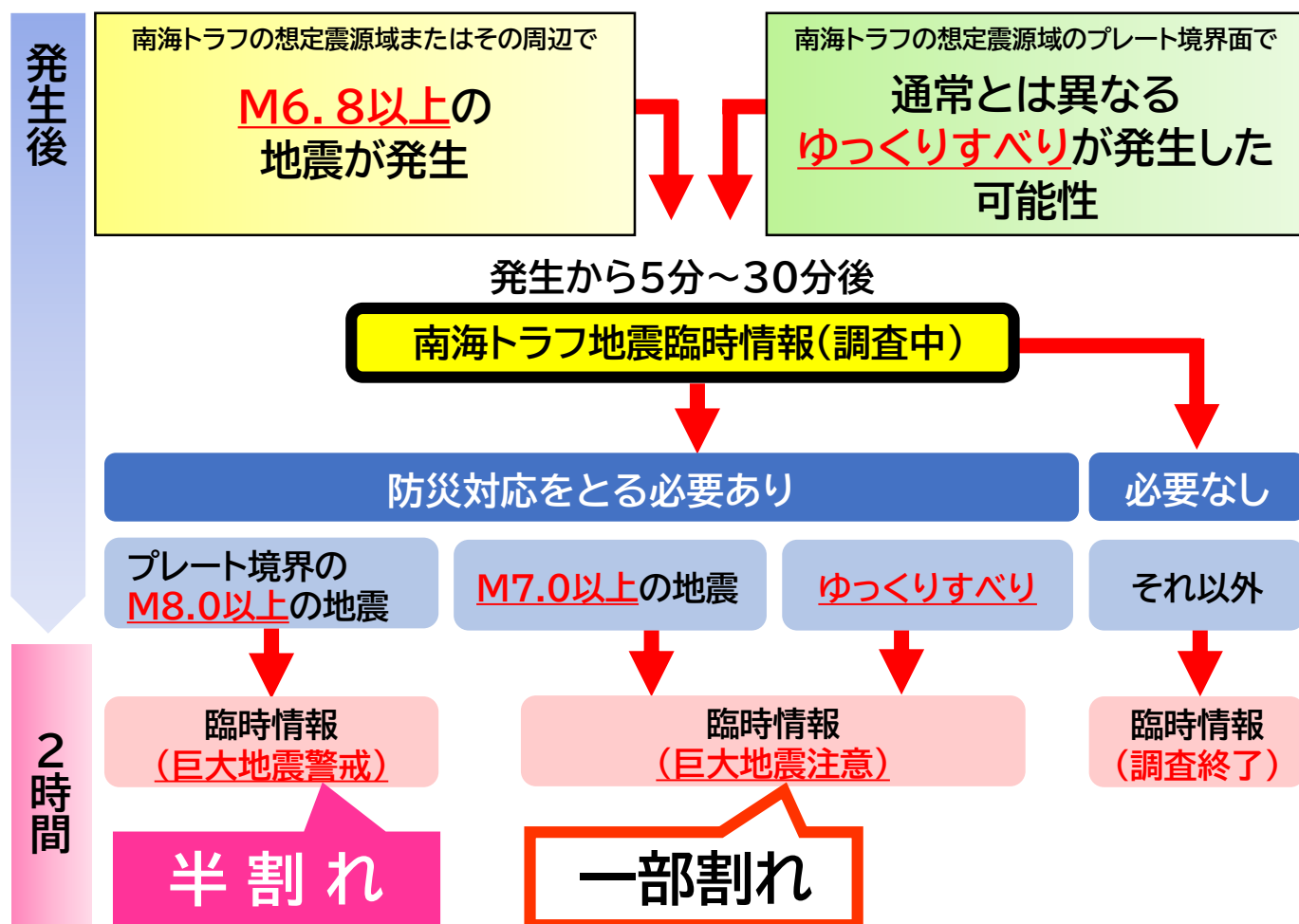
「171」をダイヤルし、ガイダンスに従って伝言の録音・再生をしてください。



(3) 災害時の情報入手先

内 容	QRコード等
防災情報電話案内サービス 防災行政無線の放送内容を聞くことができる。	0120-077-199
和歌山市防災情報メール 防災行政無線の放送内容をメールで確認することができる。	
和歌山市ホームページ	
和歌山地方気象台ホームページ	
関西電力停電情報	
和歌山県防災ナビ 避難に役立つ機能を備えている。 ・ 避難先検索 ・ 避難カードの共有 ・ 家族の居場所確認 ・ ルートナビ ・ 避難トレーニング ・ 防災情報通知	

(4) 南海トラフ地震臨時情報フロー図



南海トラフ地震臨時情報が発表されたら！

地震発生からの目安	南海トラフ地震臨時情報		
	巨大地震警戒	巨大地震注意	調査終了
～1週間	・ <u>日頃からの地震への備え</u>の再確認 ・ 事前避難の検討	・ 日頃からの地震への備えの再確認	
～2週間	・ 日頃からの地震への備えの再確認		
2週間～	地震の発生に注意しながら通常の生活を行う		

日頃からの備えのポイント！

- ・ 防災ハザードマップで災害リスクや避難場所等の確認
- ・ 家庭における備蓄品(飲料水・食料・日用品等)の確認
- ・ 地震の揺れへの対策(家具の固定・住宅の耐震化等)
- ・ 防災情報の収集手段の確認(防災情報メール等)

(5) 今福地区内防災士資格取得数（補助金使用）

5人

(6) 今福地区防災資機材リスト

物 品	数 量	保管（設置）場所
リヤカー	1	今福児童公園
メガホン	2	今福児童公園
防災倉庫	1	今福児童公園
AED	1	今福児童公園
はしご	1	今福児童公園
リヤカー	1	今福児童公園
ハロゲン投光機	1	今福児童公園
発電機	1	今福児童公園
チェーンソー	1	今福児童公園
ガソリン携行缶	1	今福児童公園
担架	1	今福児童公園
救急箱	1	今福児童公園
メガホン	1	今福児童公園
ボール	2	今福児童公園
油圧ジャッキ	2	今福児童公園
クリッパー	2	今福児童公園
のこぎり	2	今福児童公園
スコップ	2	今福児童公園
レスキューアックス	2	今福児童公園
標識ロープ	1	今福児童公園
トランシーバー	3	今福児童公園

(7) 災害「備え」チェックリスト

【非常用持ち出し袋】

～ 避難の際に持ち出すもの ～



- いざというときに速やかな避難ができるように、必要最小限のものをリュックサックなどにまとめておきましょう。
- 家族構成を考えて他に必要なものがあれば用意しておきましょう。

飲料水・食料(最低1日分 飲料水／500mlペットボトル2本 食料(調理不要なもの／3食分)

- ☐ 飲料水 ☐ 食料 (アルファ化米・乾パン・レトルト食品・飴・チョコ・固形栄養食など)
- ☐ ヘルメット ☐ 衣類・下着 ☐ レインウェア ☐ 懐中電灯 ☐ マッチ・ろうそく
- ☐ 携帯トイレ ☐ ビニール袋 ☐ 予備電池 ☐ 軍手 ☐ 救急用品(絆創膏等)
- ☐ 洗面用具 ☐ 携帯ラジオ ☐ 携帯充電器 ☐ タオル ☐ アルミブランケット
- ☐ 筆記具 ☐ ホイッスル ☐ 緊急連絡先カード

《感染症対策にも有効です!!》

- ☐ マスク ☐ 体温計 ☐ 消毒用アルコール ☐ ウエットティッシュ ☐ ハンドソープ

【子供がいる家庭の備え】

- ☐ ミルク ☐ 哺乳瓶 ☐ 離乳食 ☐ 子供用紙おむつ ☐ 携帯用お尻洗浄機
- ☐ おしりふき ☐ 子供の靴 ☐ 抱っこひも ☐ 携帯カトラリー ☐ ネックライト ☐ 衣類

【女性の備え】

- ☐ 生理用品 ☐ おりものシート ☐ サニタリーショーツ ☐ 中身の见えないごみ袋
- ☐ 防犯ブザー ☐ ポンチョ (携帯トイレ用)

《一緒に持出しましょう!!》

- ☐ 現金 ☐ 通帳 ☐ 免許証 ☐ 健康保険証 ☐ パスポート ☐ マイナンバーカード
- ☐ 常備薬 ☐ お薬手帳 ☐ 健康の維持管理上必要なもの

【非常備蓄品】

～ 自宅に備えておくもの～

- 非常備蓄品として、飲料水・食料、その他生活用品を自宅に備えておきましょう。
- 7日間分を目安に備えましょう。

- ☐ 飲料水
- ☐ 食料 (アルファ化米・乾パン・レトルト食品・飴・チョコ・固形栄養食など)
- ☐ 毛 布 ☐ ラップ ☐ 簡易トイレ ☐ トイレットペーパー ☐ カセットコンロ
- ☐ ウエットティッシュ ☐ ポリタンク ☐ ビニール袋(大・中・小) 等



(8) 避難行動の考え方



出典：「避難情報に関するガイドラインの改定（令和3年5月）」（内閣府）
https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/